

災 害 救 護 速 報

令和2年7月6日（月）19:00 現在
事務局 救護・福祉部 救護課
TEL：03-3437-7084/FAX：03-3435-8509

※ 下線部は前回からの変更箇所

令和2年7月3日からの大雨にかかる日本赤十字社の対応等について（4）

1 災害の概要（気象庁情報：7月6日17時30分 現在）

- 7月4日4時50分、熊本県と鹿児島県に大雨特別警報が発表された。
- 11時50分、熊本県と鹿児島県に出されていた大雨特別警報は警報に切り替わった。
- 同月6日16時30分、福岡県、佐賀県、長崎県の市町村に大雨特別警報を発表された。
- 普段災害が起きないと思われるような場所でも最大級の警戒が必要。

2 被害状況等（令和2年7月6日（月）7時00分：消防庁情報第7報）

（1）人的被害（人数）

都道府県	死者	心肺停止	行方不明	重傷	軽症	合計
熊本県	<u>19</u>	<u>17</u>	<u>11</u>	<u>1</u>		<u>48</u>
鹿児島県					<u>1</u>	<u>1</u>
合計	<u>19</u>	<u>17</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>49</u>

（2）建物被害（棟数）

都道府県	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
熊本県				<u>多数</u>	<u>多数</u>
鹿児島県	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>40</u>

3 日本赤十字社の対応等

(1) 体制

本社・ブロック	支部名	体制
本社	-	第1次救護体制
第5ブロック	島根県支部	第1次救護体制
	広島県支部	第1次救護体制
	山口県支部	第1次救護体制
	徳島県支部	第1次救護体制
	香川県支部	第1次救護体制
	高知県支部	第1次救護体制
第6ブロック	福岡県支部	第2次救護体制
	佐賀県支部	第1次救護体制
	長崎県支部	第1次救護体制
	熊本県支部	第2次救護体制
	大分県支部	第1次救護体制
	宮崎県支部	第1次救護体制
	鹿児島県支部	第1次救護体制
	沖縄県支部	第1次救護体制

(2) 内閣府調査チーム(※)への職員の派遣

活動日	本社・ブロック	支部名	チーム数
7月4日～	本社	-	1

※被災地において、関係省庁及び被災地方公共団体と緊密な連携をとりつつ、主に次に掲げる任務にあたるもの。内閣府との協定に基づき、日本赤十字社の医師等が同チームに帯同。

- ・被災地の調査及び被害情報その他の現地情報の収集
- ・被災地方公共団体が行う災害対応に関する支援

(3) 関係機関への職員の派遣

活動日	本社・ブロック	支部名	要員数	派遣先
7月4日	本社	-	1	内閣府
	第6ブロック	熊本県支部	2	熊本県芦北町役場
		熊本県支部	2	熊本県庁
7月5日	本社	-	2	厚生労働省 DMAT 事務局
	第6ブロック	熊本県支部	2	人吉市
		熊本県支部	1	熊本県庁
7月6日	第6ブロック	熊本県支部	1	熊本県庁

(4) 救護班の派遣

活動日	本社・ブロック	支部名	班数	派遣先
7月4日～ 7月5日	第6ブロック	熊本県支部	1	熊本県芦北町役場
7月5日～		熊本県支部	1	人吉市役所
7月6日～		福岡県支部	1	人吉スポーツパレス
			1	中原コミュニティ センター
	大分県支部	1	西瀬小学校	

(5) 日本 DMAT の派遣

活動日	本社・ブロック	施設名	班数	派遣先
7月4日～	第6ブロック	鹿児島赤十字病院	1	鹿児島県庁

(6) 都道府県災害医療コーディネーターチームの派遣

活動日	本社・ブロック	支部名	班数	派遣先
7月4日～ 7月5日	第6ブロック	熊本県支部	1	熊本県庁

(7) 救援物資の配布

配布日	本社・ブロック	支部名	品目	数量	配布先
7月4日	第6ブロック	熊本県支部	毛布	42枚	八代市
			緊急セット	46セット	
			タオルケット	50枚	
			下着	95組	
			タオル	1,800枚	
			ビニールシート	36枚	

(8) 赤十字ボランティアの活動

活動日	支部名	活動奉仕団名	要員数	活動内容
7月4日	熊本県支部	熊本県青年赤十字奉仕団	1	支部支援 (情報収集等)
		熊本県無線赤十字奉仕団	1	
7月5日	熊本県支部	赤十字防災ボランティア ネットワーク	1	支部支援 (情報収集等)、 救援物資配送
		熊本県無線赤十字奉仕団	1	
7月6日	熊本県支部	赤十字防災ボランティア ネットワーク	2	支部支援 (情報収集等)
		熊本県無線赤十字奉仕団	2	
		熊本県青年赤十字奉仕団	1	支部支援 (情報収集等)、 救援物資配送



【被災地へ出発する熊本県支部救護班第2班】



【情報収集を行う熊本県無線赤十字奉仕団員】



【救援物資の積み込みを行う日赤職員
及び防災ボランティア】



【人吉市内の避難所にて武田防災担当大臣に
随行する内閣府調査チーム】

4 災害救助法の適用（内閣府（防災担当）情報：7月6日17時45分現在）

令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県及び鹿児島県は 11 市7町5村に災害救助法の適用を決定した。